

大船渡市住宅リフォーム助成事業の実績について

1 事業の目的及び概要

(1) 目的

市民の居住環境の向上、並びに市内の住宅関連産業及び商業を中心とした地域経済の活性化を図るため、令和元年度より、市内の施工業者による住宅のリフォーム工事を行う場合に費用の一部を助成しています。

(2) 概要

- ・対象者 市内の対象住宅を所有し、居住している者又は所有し居住する予定の者
- ・対象建物 築5年以上経過した、専用住宅又は住宅部分が1/2以上ある併用住宅
- ・対象工事 ① 機能維持工事 (修繕等により機能を維持するための工事)
② 機能向上工事 (バリアフリー化し機能を向上するための工事)
- ・助成額 ① 機能維持工事 補助率：対象工事費の1/10 上限額 50千円
② 機能向上工事 補助率：対象工事費の2/10 上限額 100千円
※ ①と②を合わせた上限額は100千円
③ 空き家バンクを利用してリフォームした場合は、150千円を加算
- ・助成方法 助成額相当の大船渡地域商品券を交付(空き家バンク加算分は口座振込)

2 事業実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
交付実績(件)	24	28	27	35	13	127
助成額(千円)	1,872	1,583	1,876	1,920	935	8,186
全体工事費(千円)	81,872	36,398	128,637	81,356	45,285	373,548

※ 令和5年度は6月末現在

3 今後の方針

上記の実績のとおり、当初の目的である、市民の居住環境の向上や住宅関連産業の仕事の誘発、地域商品券による市内経済の活性化等に貢献ができたものと思われま

す。今後は、国が強力に推し進めている2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境に配慮した施策が市においても重要になってきます。また、2025年4月からは、新築する全ての住宅・非住宅に省エネ基準への適合が義務付けられることから、既存住宅も含めて省エネ基準に適合する住宅等の普及促進が、環境対策として有効になると考えられます。

以上のことから、今後の方針として、市民の居住環境の向上や地域経済の活性化を図りつつ、環境対策にも配慮した事業を実施できないか検討を行ってまいります。